**依頼にあたっての留意事項等**

ボランティア活動者紹介のご依頼にあたっては、以下の事項をご理解願います。

1. ボランティア活動を無償の労働力と考えていないもの
2. 依頼主が法人等組織の場合は、非営利事業であること
3. ボランティア活動として相応しい内容のものであること  
   （行政責任、職務等をボランティアに責任転嫁しないもの、ボランティア活動の範囲を超えていないもの）

※ボランティア活動は活動者の自主性・公益性・無償性をベースに行われるものを指しています。企業活動や営農、営利目的の事業への協力はボランティア活動には該当しません。有償性（交通費の支給、昼食の提供等を除き、金額の多寡にかかわらず報酬等が生じるもの）を帯びる活動者募集へのご相談には応じることができません。

1. 宗教活動、営利活動（セールスなど）を伴わないものであること

　※活動中、活動後に当該事実が発覚した場合は、以降のご相談には応じることができません。

1. 依頼＝確実にボランティア紹介を確約するものではないこと

※ボランティアは、希望者の主体性と自主性による（対等な関係性）ものですので、必ずしもボランティアのご紹介を確約するものではない旨をご承知おき願います

1. 必要に応じてボランティアセンター職員（社協職員）が活動の場を訪れることがあること
2. 活動の実情等、必要に応じて聞き取り、書類の提出等をお願いすることがあること